

～ *PF*に関する最近の動向 ～ (国の取り組み)

国土交通省 総合政策局政策課

- Ministry of Land, Infrastructure and Transport -

～ *PF*に関する最近の動向 国の取り組み）～

- *PF*を取り巻く動き
- *PF*推進に向けた取り組み
 - ・政府全体の取り組み
 - ・改正 *PF*法の概要
 - ・国土交通省の取り組み
- その他

～ PFIに関する最近の動向 国の取り組み）～

PFを取り巻く動き

- H13. 1.22 ・事業実施プロセスのガイドライン」、「リスク分担のガイドライン」策定（PF推進委員会）
- H13. 6.14 ・都市再生プロジェクト 第一次決定、都市再生本部）に中央官庁施設（中央合同庁舎第7号館）のPFIによる整備が盛り込まれる
- H13. 8.28 ・都市再生プロジェクト 第二次決定、都市再生本部）に港湾のコンテナターミナル、中央官庁施設（丸段第3合同庁舎（仮称））等へのPFI手法の導入が盛り込まれる
- H13. 7.27 ・「VFMに関するガイドライン」策定（PF推進委員会）
- H13.12.12 ・PF法の一部を改正する法律 公布、施行

～ PFIに関する最近の動向 国の取り組み）～

PF推進に向けた政府全体の取り組み

- 「VFMに関するガイドライン」の策定
- PF法の改正
- 地方公共団体等のPF事業の支援
国の補助金
民間資金等活用事業調査費補助金 等)

～ PFに関する最近の動向 国の取り組み）～

改正PF法の概要

～改正の要点～

- PF事業に係る行政財産の貸し付けの
取扱いについて
- PF法上の「公共施設等の管理者」の
範囲の拡大について

～ PFに関する最近の動向 国の取り組み) ～

改正PF法の概要 (その1)

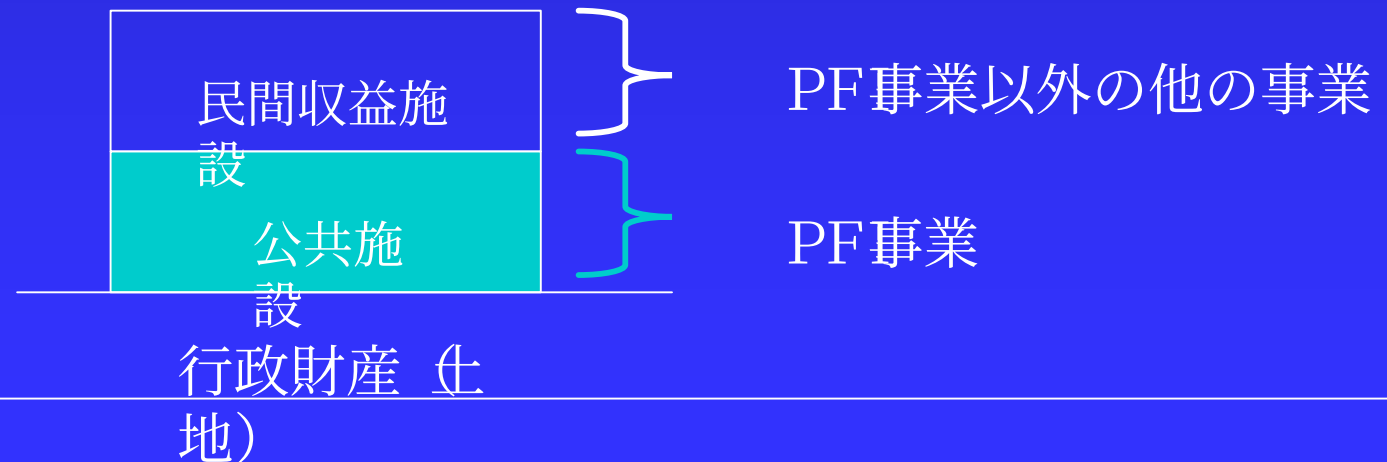
合築 (一棟の建物の区分所有)について

- PF事業とPF事業以外の他の事業との施設の合築 (一棟の建物の区分所有)を行う場合、一定の条件の下、PF事業者に対し行政財産 (国有・公有)である土地を貸し付けることができることとする。

～ イメージ図 ～

<従 来> PF事業者が行うPF事業以外の他の施設との合築 →
×

<改正後>



～ *PF*に関する最近の動向 国の取り組み）～

改正*PF*法の概要 (その1)

- これにより、*PF*事業と*PF*事業以外の他の事業（民間収益施設等の付带的施設）との合築が可能となり、民間事業者の事業機会の拡大、行政財産の有効活用、さらには当該*PF*事業の効用の拡大等に資することとなる。

～ PFに関する最近の動向 国の取り組み) ～

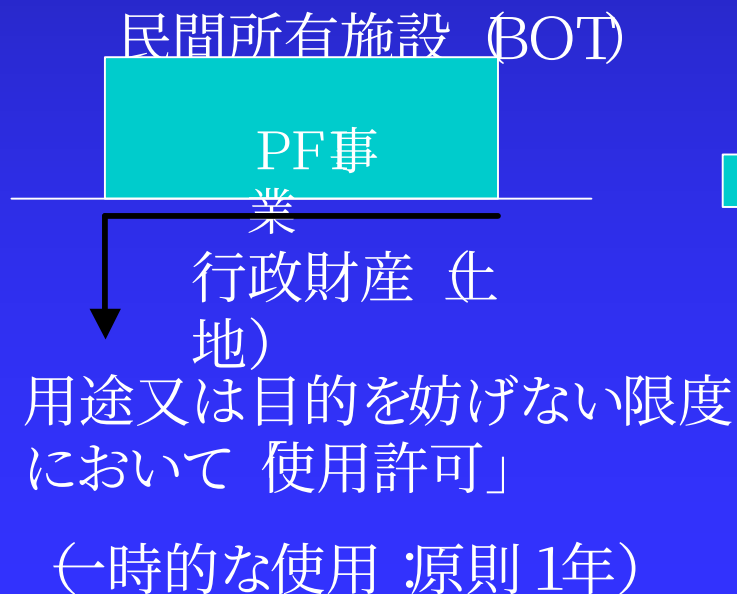
改正PF法の概要 (その2)

行政財産の貸し付けについて

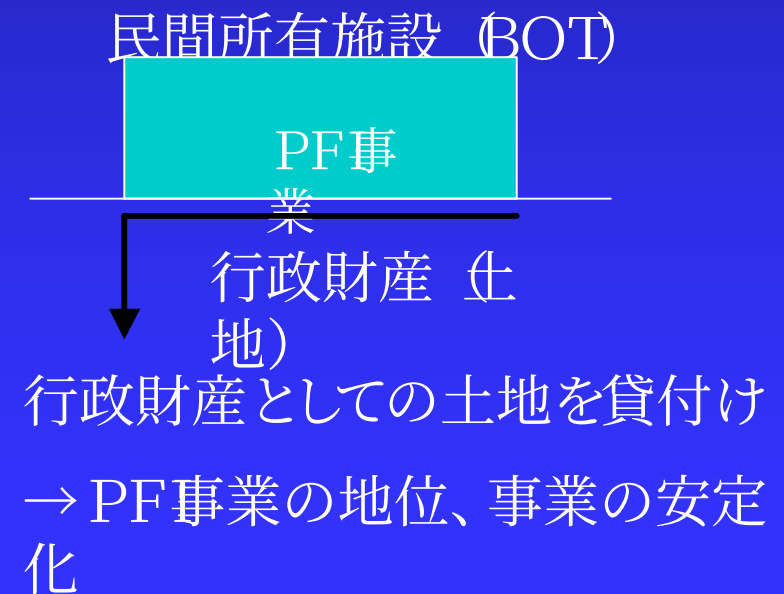
- PF事業の用に供するため、PF事業者に対し、行政財産の貸し付けを行うことができることとする。

～ イメージ図 ～

<従 来>



<改正後>



～ PFに関する最近の動向 国の取り組み) ～

改正PF法の概要 (その2)

- これにより、PF事業者がPF事業の実施のため土地、建物等を利用するに当たり、一時的な使用を認められていたという立場（使用許可：原則1年）から、賃借権等の設定を行うことが可能となり、土地、建物等の利用に関し、その位置付けの明確化や長期間にわたる安定的な事業の継続に資することとなる。

～ PFに関する最近の動向 国の取り組み）～

改正PF法の概要 (その3)

公共施設等の管理者の範囲の拡大について

- 第2条第3項第1号の公共施設等の管理者に衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長を加え、当該機関の長が管理する公共施設等の整備等へのPF法の適用を可能とする。

～ PFに関する最近の動向 国の取り組み)～

改正PF法の概要 参考資料)

■ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PF法) 平成11年 7月30日 法律第117号)

参照条文抜粋)

第12条 国有財産の無償使用等)

- 1 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産 (国有財産法 昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者可以使用させることができる。
- 2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産 (地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者可以使用させることができる。

第2条 定義)

- 3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
 - 一 公共施設等の管理者である大臣又は特定事業を所管する大臣
 - 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
 - 三 公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人 (市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。)

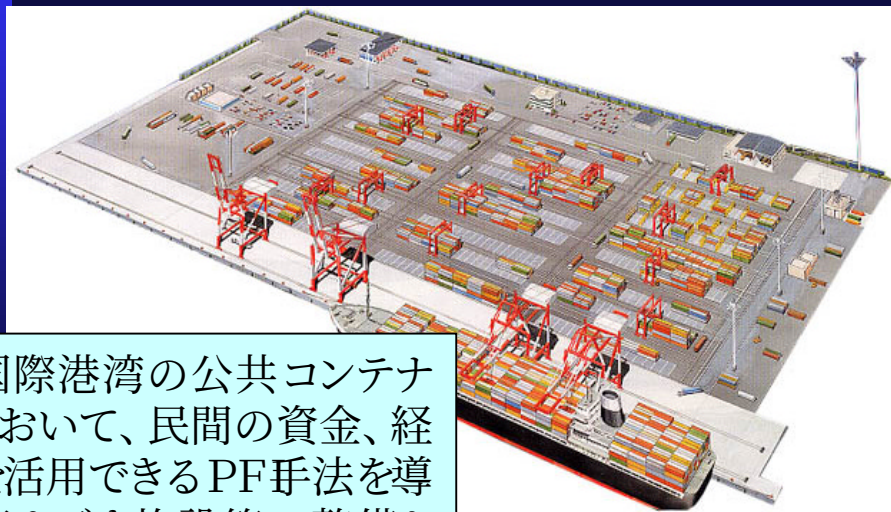
～ *PF*に関する最近の動向 国の取り組み）～

*PF*推進に向けた国土交通省の取り組み

- 地方公共団体が実施中の *PF*事業
国土交通省関係)
- 平成14年度の支援施策
 1. 財政支援等
 2. 無利子貸付
 3. 財政投融资
 4. 税 制

～ PFに関する最近の動向 国の取り組み）～

PF推進に向けた国土交通省の取り組み



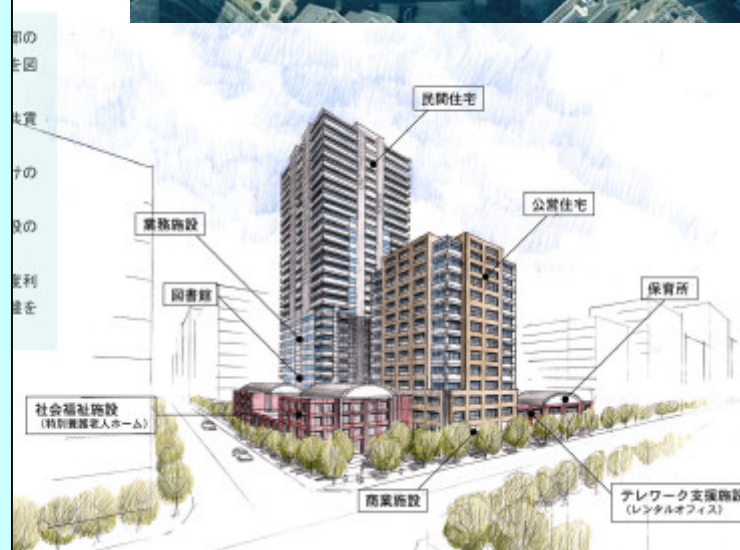
中枢・中核国際港湾の公共コンテナターミナルにおいて、民間の資金、経営ノウハウを活用できるPF手法を導入し、公共荷さばき施設等の整備とコンテナターミナルの効率的運営を推進

文部科学省、会計検査院についてPF手法による建替えと、これらの官庁施設を含む街区全体の再開発について、必要な調査を実施



民間活力を導入し、都市部の貴重な公的用地の高度利用を図りつつ、生活拠点を形成

- ① PF的手法により公共賃貸住宅を供給
- ② 子育て世帯や高齢者向けの都市型住宅を供給
- ③ 保育所等の生活支援施設の一体整備を原則化
- ④ 環境に配慮しつつ、高度利用を図るため、都市基盤を一体的整備



～ PFに関する最近の動向 国の取り組み) ～

地方公共団体が実施中のPF事業 国土交通省関係)

	事業名称	実施主体	事業地点	実施方針公表日
1	常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業	茨城県	東海村	H12 3月23日
2	ひびきコンテナターミナル整備及び運営	北九州市	北九州市	5月11日
3	江坂駅南立体駐車場整備事業	大阪府	吹田市	H13 1月30日
4	神奈川県立湘南海岸公園海洋総合文化ゾーン施設整備等事業	神奈川県	藤沢市	2月 9日
5	橿原市近鉄八木駅前南地下駐車場等施設整備事業	橿原市	橿原市	4月20日
6	取手駅北地区C街区共同ビル整備事業 駐車場]	取手市	取手市	6月13日
7	森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業 [下水道事業]	東京都	大田区	9月 5日
8	仮称)国分寺市立市民文化会館整備運営事業 市街地再開発事業]	国分寺市	国分寺市	9月 6日
9	竹の塚西自転車駐車場整備運営事業	足立区	足立区	9月10日
10	長井海の手公園整備等事業	横須賀市	横須賀市	H14 1月 7日

～ PFに関する最近の動向 国の取り組み) ～

1. 財政支援等

事業名	概要	14年度予算	13年度予算
中央官庁庁舎等の PF による整備	中央合同庁舎第 7号館 (文部科学省、会計検査院)、九段第 3合同庁舎 (仮称)において PF 方式による整備に係る調査	119百万円	—
民間資金等活用公共施設等整備等の推進に必要な経費	地域活性化に向けた PF 活用による基盤整備に関する調査	11百万円	29百万円
PF 等民間投資の誘発による都市整備推進調査費	先導的な都市開発事業における実証実験により、こうした事業における PFI等を推進するための具体的方策を検討	45百万円	—
都市公園事業	都市公園の施設整備に対する補助	100,424百万円の内数	120,164百万円の内数
下水道事業	下水処理に伴って発生する汚泥の処理施設等の整備に対する補助	970,008百万円の内数	1,111,334百万円の内数
市街地再開発事業	市街地再開発事業の施行者が、特定建築者制度等を活用して行う施設建築物等の整備に対する補助	34,859百万円の内数	33,426百万円の内数
公営住宅整備事業	民間事業者が建設等を行う住宅を借り上げ又は買い取り、公営住宅として供給する事業に対する補助	13,751百万円の内数	13,655百万円の内数
道路事業 (PF 事業による駐車場整備事業に対する支援制度)	PF 事業により整備し、交通安全施設等整備事業の補助採択基準に合致する駐車場について、地方公共団体が行う施設の買い取りに対する補助	3,444,422百万円の内数	—
都市再生交通拠点整備事業	大都市のターミナル駅等の周辺における駐車場、駐輪場等の整備に対する補助	1,610百万円の内数	1,878百万円の内数
廃棄物処理施設整備事業	北海道内の一般廃棄物処理施設、合併処理浄化槽の整備に対する補助	11,212百万円の内数	11,078百万円の内数

～ PFに関する最近の動向 国の取り組み）～

2. 無利子貸付

事業名	概要	14年度 予算	13年度 予算
港湾整備特別会計からの無利子貸付	PF事業者による中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルにおける荷役機械、上屋等の公共荷さばき施設等の整備への無利子貸付	636百万円	134百万円
民間都市開発推進機構による無利子貸付	民間都市開発事業で、公園、下水道等の整備に関するものをPF事業者が行う場合への無利子貸付（都市開発資金融通特別会計）	100百万円	100百万円

3. 財政投融资

事業名	概要	14年度予算	13年度予算
日本政策投資銀行による融資（民間資金活用型社会資本整備融資制度）	PF法第2条第1項に定めるPFの対象施設の建設、維持管理及び運営等を実施するPF事業者への融資	172,000百万円の内数	223,200百万円の内数
公共荷さばき施設等整備事業に対する融資（特別転貸債）	港湾整備特別会計からの無利子貸付を受けるPF事業者へ併せ貸しを行う自治体の特別転貸債の引き受け	477百万円	89百万円

～ PFIに関する最近の動向 国の取り組み）～

4. 税制

税 目	概 要
固定資産税 延長、拡充)	延長内容) PF法に基づき、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルで民間事業者が整備する公共荷さばき施設で、港湾整備特別会計からの無利子貸付を受けるものについて、固定資産税の課税標準を1/2とする措置の適用期限を延長する。 拡充内容) PF法に基づき、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルで民間事業者が整備する<u>公共荷さばき施設と一体的に整備される家屋</u>で、港湾整備特別会計からの無利子貸付を受けるものについて、固定資産税の課税標準を1/2とする特例の対象に追加する。
都市計画税 新規)	PF法に基づき、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルで民間事業者が整備する公共荷さばき施設と一体的に整備される家屋で、港湾整備特別会計からの無利子貸付を受けるものについて、都市計画税の課税標準を1/2とする

～ PFに関する最近の動向 国の取り組み)～

国土交通省 PF相談窓口 代表電話番号：03(5253)8111

1. PF事業全般の相談 総合政策局 政策課 政策企画官(24-203)
2. 個別事業についての相談
 - 官庁施設整備事業 大臣官房 官庁営繕部 営繕計画課特別整備企画室長(23-311)
 - 宅地開発事業 総合政策局 宅地課 計画開発調整官(25-202)
 - 観光事業 総合政策局 観光部 観光地域振興課 観光レクリエーション計画室企画指導専門官(27-254)
 - 地下街関連事業 都市・地域整備局 都市計画課 企画専門官(32-612)
 - 市街地再開発事業 都市・地域整備局 市街地整備課 再開発事業対策官(32-702)
 - 住宅局 市街地建築課 高度利用調整官(39-602)
 - 街路事業 都市・地域整備局 街路課 街路事業調整官(32-802)
 - 土地区画整理事業 都市・地域整備局 市街地整備課 企画専門官(32-712)
 - 公園事業 都市・地域整備局 公園緑地課 公園緑化事業調整官(32-903)
 - 下水道事業 都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 企画専門官(34-212)
 - 河川事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜崩壊対策等事業、海岸事業 河川局 河川計画課 河川情報対策室長(35-381)
 - 道路事業 道路局 有料道路課 有料道路調整官(38-302)
 - 住宅市街地整備総合支援事業 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室長(39-661)
 - 公営住宅整備事業 住宅局 住宅総合整備課 公共住宅事業調整官(39-302)
 - 鉄道事業 鉄道局 総務課 鉄道企画室長(40-171)
 - 港湾事業 港湾局 民間活力推進室長(46-461)
 - 空港整備事業 航空局 総務課 航空企画調査室長(48-156)

注)相談窓口の後の()書きは内線番号

～ PFIに関する最近の動向 国の取り組み) ～

国土交通省 総合政策局政策課

- Ministry of Land, Infrastructure and Transport -

- URL: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/pfi/torikumi.htm> (調整中)
- TEL : 03-5253-8111(内線24-203, 24-224)